

日本動物考古学会賞規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本動物考古学会（以下「学会」という）の活性化並びに動物考古学の啓発と普及、人材の育成、社会貢献の増大などを目的に、動物考古学上の業績及び関連諸分野における動物考古学関係の業績を賞するための基準及び手続きを定めるものである。

(学会賞の種別)

第2条 日本動物考古学会賞は、前条の目的に適合した業績に対して授与する。その種別は次の通りとする。

- (1) 日本動物考古学会大賞
- (2) 日本動物考古学会奨励賞

(学会賞の選考対象)

第3条 大賞・奨励賞の選考対象は、自薦・他薦で応募した個人の業績書1件で、次の著作物を対象とする。

- (1) 学会が刊行する機関誌『動物考古学』に掲載された論文。
- (2) 総会開催前年(1月1日から12月31日まで)に国内外で発表された動物考古学関連分野における著書・論文・調査報告・図録等の学術著作物。
- (3) 具体的な応募点数・応募期限等は、別途応募要項を作成し、学会ウェブサイト並びに学会誌に掲載する。選考対象の著作物については必要に応じ、「審査規程（内規）」に定める。

2 大賞は、学会の目的に寄与した動物考古学研究での顕著な業績を対象とする。

3 奨励賞は、動物考古学の研究分野において今後の発展が期待できる、優れた業績を対象とする。

(資 格)

第4条 大賞・奨励賞の受賞資格は、動物考古学会員とする。

(選考方法)

第5条 大賞・奨励賞は5名の委員で構成する選考委員会において原案を作成し、役員会で承認する。

- 2 各賞において該当する論文、著書等がない場合、表彰は行わない。
- 3 選考委員会の委員は、選考委員会内規に基づき、会長が委嘱する。

(授 与)

第6条 受賞者には、総会において、正賞（表彰状）及び副賞を授与する。

(受賞の取消)

第7条 受賞者が次のいずれかに該当する場合は、役員会の決議を経たうえで受賞を取り消すものとする。受賞取り消しの通告を受けた受賞者は、正賞等を返還しなければならない。

- (1) 研究活動における不正行為が判明したとき
- (2) 学会の名誉を著しく毀損する行為が判明したとき

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、総会において審議・決定する。

附 則

1 2025年1月19日制定